

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費  
(平成29年度当初予算)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 38,666百万円

1. 社会保障施策の充実(22,485百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他	
子・ ども 育て	教育・保育給付費	19,495		6,908	12,587	
	地域子ども・子育て支援事業費	4,603	25	2,811	1,767	
	児童保護措置費	4,252	2,089	15	324	1,824
医療・ 介護	後期高齢者医療負担金	73,020		655	72,365	
	国民健康保険助成費	50,674		3,611	47,063	
	難病等対策費	7,301	3,697		3,569	35
	地域医療総合確保事業費	4,073	2,680	53	1,340	
	介護給付費負担金	55,748		1,463	54,285	
	介護保険地域支援事業交付金	2,962		264	2,698	
	地域介護総合確保事業費	4,570	3,047		1,523	
診療報酬の充実	15,168	4,570	4	17	10,577	
合計	241,866	16,108	72	22,485	203,201	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(16,181百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。